

子ども・子育て会議（第40回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第40回）

議 事 次 第

日 時 平成30年11月30日（金）9：59～11：04

場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）公定価格について

（2）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第40回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 御報告申し上げます。秋田委員、新山委員、小塩委員、柏女委員、古口委員、駒崎委員、佐藤栄一委員、徳倉委員、中川委員、東出委員、山本委員、高木委員、水嶋委員、武藤委員におかれては、所用により御欠席でございます。

また、奥山委員におかれては坂本代理人、塚本委員におかれては長田代理人、蜂谷委員におかれては羽柴代理人、村岡委員におかれては野原代理人にそれぞれ御出席いただいております。

本日は、全委員25名のうち代理の方を含めて14名に御出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、カメラの方はここまでということで、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

無藤会長 ありがとうございました。

急な日程で、いろいろと御迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

資料につきましては議事次第に記載のとおり、資料1、資料2をお配りしております。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の予定です。「公定価格について」「その他」でございます。一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料1の「公定価格の対応の方向性について」です。

まず、1ページ目の「(1)食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)」ですが、前回お配りした11月22日付の資料と同じです。この取り扱いの方向性について、我々事務局としての方向性を強めるという観点から、今回は取り扱いとしてはどうかと書いてございましたけれども、以下の取り扱いとするとということで、中身は前回と同じです。

それから、2ページの「(2)取扱いの見直しに関する周知等」ということで、幾つかの課題を整理しております。前回11月22日の議論を受けて、幾つか変更してございます。

まず、3つ目のポツで、食育に関する御指摘がたくさんございましたものですから、この前段のところ、食育は保育の重要な要素であることを踏まえというところを入念的に、明確に記載しております。こういうことを踏まえた上で、食育の充実につなげる方策を検討していくということを明確に記載しております。

4点目で、新制度未移行幼稚園に関する食材料費の低所得者減免も新たに加えています。

3ページ目以降については、赤字で追加された意見は記載しておりますが、4ページ

以降、前回の資料と同様のものをおつけしているということで、本日もこれに基づきまして、御意見をいただければということです。

資料2は、文部科学省のほうからお願いいたします。

先崎幼児教育課長 資料2について御説明をいたします。

平成30年度の私立幼稚園の新制度への移行状況についての調査概要でございます。

3ページをごらんいただければと思います。私立幼稚園の新制度への移行状況でございますけれども、2018年4月1日現在で見ますと、移行率41.9%ということで、40%台に乗ってきたということでございます。

さらに、私立幼稚園の新制度への移行状況の見込み、実際には新制度への移行には相当な準備が必要でございますので、来年度どれぐらいになるのか、31年度はどうなるのか、ということも見えてくるわけでございます。来年度の移行の状況は、見込みを加えますと48.8%、前年度比6.9%という見込みが出ているところでございます。

それをグラフィックでまとめたものが4ページになります。

5ページをごらんいただきますと、各都道府県の移行状況が載っております。毎年のものでございますけれども、横に色のバーが伸びておりますが、2015年が23.2%だったものが、2019年度では48.8%の見込みということで、数字がどんどん上に上がっていているということでございます。

ごらんいただいておりますように、都市部では移行率がほかの地域と比べると低いという状況は否めないわけでございまして、都市部においてはお子様の数が非常に多いということで、経営を切りかえるという踏ん切りがなかなかつかないということも確かにあるようでございます。その分、2号認定子どもになってもいいようなお子様を幼稚園が長時間預かっているという実態も見えるということでございます。

さらに、6ページでございます。私立幼稚園（新制度に移行済）が感じる移行のメリットをとらせていただいております。上の3つが数字的に多いのですが、特に1番目と3番目が顕著に高い。公定価格に基づく財政支援となり、経営が安定したということ、職員の処遇改善を図ることができたということでございます。

私学助成園よりも新制度のほうが、社会的役割を多様に果たすということから、こういう面においては非常に有利なわけでございます。社会的責任を引き受けるかわりに、こういった改善が図られることは大変ありがたいということでございます。

これに対して、私立幼稚園（新制度に移行済）が抱える新制度への懸案も載せております。左側の3つの色、つまり暖色系の色となりますが、赤、黄色、緑までは、移行してみたら不安が軽減されたあるいは解消されたというものなどになります。それに対して寒色系、薄い水色と濃いブルーは、相変わらず不安であるとか、不安が増したというものでございます。

これを暖色と寒色で見てもみますと、目立つのは下から2番目、新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安というところでございます。それ以外は、産むがやすしというの

は言い過ぎかもしれませんが、移行してみると意外に不安は解消されたというところが多いのですけれども、この事務の変更や増大等については、なかなか低い数字にとどまっているという状況がございます。

さらに、その次の8ページでございますけれども、私立幼稚園（新制度幼稚園に移行していない）における新制度への移行に係る懸案。つまり、移行するということについては非常に関心があるものの、いま一つ踏み切れないその理由は何ですかということをお聞きしたものでございます。

これについても、数字が顕著なのが下から4番目、新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に関する不安が74.1%ということでございます。一概に比較することはできませんけれども、この74.1%という数字と、先ほどごらんいただいた7ページの事務の変更や増大等に不安を見ますと、約6割の方が不安を感じている、払拭できていない。それに対して移行する前が74%ということで、若干の推移はあるものの、依然としてこの部分は不安だということがあるわけでございます。

当然、これは3府省も重く受けとめているところでございまして、統一様式の作成や書類の簡素化など、3府省で協力しながら軽減を図っているところでございますけれども、今後も御意見を踏まえて、軽減を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、自治体の施策ということで、一部御紹介したいと思います。10ページでございます。

自治体における一時預かり事業（幼稚園型）も、移行に関するインセンティブとして登場しているわけでございますけれども、基本分における額が、国が示した額と同額かどうかということについて示しております。同額なのが84.1%、やや高額というところが4.1%でございまして、低額にとどまっているところも依然ある一方で、最近行っている加算の改善については自治体のほうもついていっていただいているという状況が見えます。長時間加算におきまして、30年度の国水準に約50%が、まだまだ高い数字ではありませんけれども、ついてきていただいています。それから、長期休業中の基本分の単価の充実においても、記載されている状況になっているということでございます。

当然のことですけれども、11ページをごらんいただきますと、各自治体独自の上乗せ補助というところにおいては、まだまだ実施する段階には達していない状態です。まずは国の示している水準についていくというような姿が見えるということでございます。

いずれにいたしましても、私立幼稚園が新制度に移行していくということは、経営面においても、社会的な責任を果たすという意味においても重要なことでございます。私学の経営、建学の精神ということも十分に生かしながら、こういったことについては我々としても十分情報提供、促進をしていきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、お二つのことについての御説明を頂戴いたしましたので、ただいまの説明に

つきまして、皆様方から御意見、御質問をお願いいたします。

時間の関係上、毎度でございますけれども、お一人2分程度ということで御発言をよろしくをお願いいたします。

それでは、王寺委員からよろしいですか。

王寺委員 全国認定こども園協会でございます。

当協会が前回からずっと申しておりました1号並び2号認定のお子さんの食材費の負担方法を公平化されたという点、また生活保護の方の減免などの御理解をいただいたということは、大変うれしく思っております。

あわせて、市町村民税均等割額家庭や所得割合額が低い家庭においても、同じように御配慮をお願いしたいということです。

それから、今回の取り扱いの見直しの経過と内容を、3府省の皆様方には各都道府県市町村において御指導のもと、保護者に対して丁寧に説明していただけるように御指導をお願いしたいと思います。

無償化も大変大事なことでございますが、0.3兆円超の幼児教育・保育の質の向上のためのメニューにつきましても、次年度に向けて積極的に御検討いただきますよう重ねてお願い申し上げる次第です。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

太田委員 一般社団法人営業部女子課の会の太田でございます。

私は本日、保護者の立場より2点御意見申し上げます。

1点目が、食材費についての考え方です。繰り返しになりますが、実費徴収を進めるのであれば、ぜひとも保護者への十分過ぎるほどの説明並びにフォローをお願いしたく存じます。保護者は説明会に参加できないケースもあり、資料がひとり歩きせぬよう、わかりやすい資料を提供するなどをお願いしたいと存じます。

再三になりますが、保護者側としては、実費対象であっても実費徴収の認識がございません。食材費の見える化、食育観点でも子供たちにどう配慮しているのか。利用者側に立った丁寧な説明、対話が求められると存じます。

2点目が、本日のテーマからはそれですが、ここ数日、報道に上がっております企業主導型保育事業について、開設した保育所に対しても手厚いフォローアップのお願いでございます。

多様な保育ニーズに対応するという目的で、本年度も3万5000人の受け皿を設けていただきました。そのおかげで、企業経営者にも徐々に浸透されたり、実際の保育所開設を通じて、地域の保護者からも、入所できるおかげで働けるようになったとうれしい声も届いております。

一方で問題になっているのが、実際に開設した後の保育所の体制です。開設を急ぐあま

りに、実際は定員割れの問題、保育士が確保できない問題、保育事業への知識不足、経営状況の悪化など、最悪な状況を余儀なくされるケースもあるようです。企業は利益追求をする営利団体ですので、通常のビジネスと同様に事業として保育所を見る経営者もおります。これで一番困るのは子供たちとその保護者で、保育の質が担保できません。よって、企業主導型保育事業で開設後も保育の質をしっかりと担保できる体制や助言指導、既に御検討かと思えますけれども、もっと介入いただいて、アフターフォローの仕組みも御検討いただけると幸いです。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私からは、当協会が継続してお伝え申し上げてきましたキャリアアップ研修の件ですが、前回の会議から期せずして1週間なので、何か進展についてお伝えいただければ大変ありがたいことと思っております。

とりわけ保育士と幼稚園教諭、どちらでもその研修が対応できるという視点は非常に大事なことと思っておりますし、共通の事務連絡あるいは課長通知が出た折には、市区町村の担当者にまでその内容が行き届くように御配慮いただきたいと思っております。

2点目は、協会とは少し離れますが、今回、移行状況調査が出ました。私自身が東京の私立幼稚園の立場としてお伝え申し上げることがあるとすれば、先ほど先崎課長から御報告のあった不安点について、事務の変更、増大が、実際にやってみても不安は増大している。あるいは、まだ移行前の私立幼稚園も不安があるということで、まさにその不安が裏づけられております。

これが、先ほどの全国調査で、首都圏の伸びがなかなか高くなってこないということとつなげて考えますと、首都圏の幼稚園は広域で、市区町村を超えてお子様をお預かりしてきた文化の中で、公立幼稚園や保育所は市の中で全て運営されているわけですが、市区町村を超えてお子様が入園されている中で、それぞれの市区町村で書類がばらばらだと。いろいろなところで積み重ねてきたものの違いがありますので、事務量は、実際にやってみれば本当に多いのです。ぜひ共通書式化を早急に図っていただきたいと思っております。

また、私立幼稚園は、新制度に移行していなくても一時預かり事業として、働いているお母様の入園に対して門戸は広く開いております。こちらの書類は、文科省のほうで統一した形を出していただいております。ただ、これも出していただいているのですが、東京都において、そこから市区町村においてというところで調整を図るのに、それが浸透しているという時期ではなくて、まだ都内調整というのが現状でございます。それも福祉部局を歩いていくルートと、文科省から私学部を歩いていくルートと、2つの流れがばらばらに動いていくのです。

事情がわかっているところは、調整しなければいけないので、その調整にかかっているのですけれども、事情がわからない部署は、すっとおろすので、そうすると同じ統一書式が生の状態で市区町村に届くのと、調整をしますよという連絡がばらばらになっております。その辺の事務のルートのシンプルさというものも今後、御検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

幼児教育の無償化に伴う食材料費の見直しの方向性については、公定価格の設定の観点から、改めて反対を表明します。

今、この子ども・子育て支援新制度の中で、まず公定価格というのは、子ども1人当たりの教育・保育に通常要する費用を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用と掲げられています。そこから、政令で定める額を限度として、市町村が定める額を利用者負担額と改めて決定されています。それは、基本負担額として、いわゆる公定価格の中に入っていました。

これが今、幼児教育の無償化という中で、その主食費が今度は公定価格から除外されてくるということになります。そうすると、もともとの公定価格として試算していたものの裏づけそのものがどうだったのか。そのことをもう一度、整理しないと理屈に合わないのではないかと考えています。

もともと、幼稚園という制度と保育所という制度のいわゆる積み上げてきた仕組みそのものをもう一度、整理しながら、この公定価格の中には何がどう含まれていけばいいのかの整理をした上で、この判断をすべきだったのではないかと考えています。

ですから、もしどうしてもこれを、いわゆる市町村が定める利用者負担額から外出しにするというのであれば、改めてこの経費、積み上げていく事業費なり管理費なり、それから基本額というものはどうあればいいのかの整理をしていただくことも要望したいと思います。

基本的には、市町村が定める額から外れていくということは、今度は施設側が設定していいということになりますから、その施設側がたがが外れて、もしかすると今、副食費ですから4,500円相当と言っていますけれども、4,500円が全国どこに行っても同じだと定められるのであれば別ですが、それを政令で定めるということは不可能でしょうから、その辺のところも十分慎重になさっていただくことを要望しながら、私の意見とさせていただきます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤好美委員、お願いします。

佐藤好美委員 産経新聞の佐藤好美です。

資料1については、先日コメントいたしましたので、きょうは資料2についてのみ申し上げます。何度も何度も何度も申し上げていることで、まことに恐縮なのですが、特に都市部で移行が進んでいないことは、大変問題だと思います。ある意味、子ども・子育て会議、新制度についての一丁目一番地の問題だったと思います。

今、加藤委員からも指摘がありましたように、一つの原因として、縦割りが残っていることによる書類の重複が現場にとっては大変問題だという話を聞いております。それはすぐにでも解消していただきたい課題で、現場が困ることで移行ができないようなことは、本当に5年もたって言わなければいけないのかという問題だと思います。

もう一つは、7ページのグラフなのですが、暖色系と寒色系と御説明されましたが、黄色と緑の部分というのは、実は移行前と移行後のギャップがあるところなのではないかと思います。もともと大変だと思っていたのだけれども、やってみたらそうでもなかったというのが黄色と緑で、黄色と緑の多いところについては、事前の説明が必要などころだと思います。

とりわけ、施設の収入面での不安なのですが、私学助成金は都道府県単位で額が違いますので、特に移行比率が低いところについては、都道府県単位で説明をきちんとする。移行すると、どうなるのかを都道府県単位で透明化することが必要ではないかと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

食材料費の取り扱いについてです。副食費の免除対象が生活保護世帯やひとり親世帯など低所得階級層等に対して継続していくことは、子供の豊かな生活を守るということにつながりますので、賛同いたします。

また、前回出されていた意見ですが、新制度未移行園の家庭と1号認定の家庭が同じ対応となるようお願いいたします。

次に、保育所等の体制充実として、食育の充実に向けて保育士や栄養士の体制を充実させることは、食育の観点から見て望ましい取り組みであると思います。こうしたことも、施設の種別に関係なく、新制度未移行園に対しても御配慮いただければ幸いです。

2つ目に、私立幼稚園における預かり保育は、幼稚園が持つ標準的な機能として、私たち保護者は認識している時代になっています。そして、その利用者の中には、家庭の単発的な所用による利用とともに、短時間パート勤務やフルタイムの就労のために利用する家庭もふえてきていると感じています。

保育所や認定こども園のように、2号認定を受けていなくても就労している母親も珍しくなく、私自身は、新制度に移行していない私立幼稚園が待機児童の対応に一定の役割を

果たしていると感じています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、水谷委員、お願いします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷です。

私立幼稚園の新制度未移行園に関してお話をさせていただきます。

全日本私立幼稚園連合会では、平成22年度より、認定こども園委員会を新設し、その後、毎年数回、認定こども園独自の研修会を通じて、私立幼稚園から認定こども園への移行を支援しています。

また、全日本私立幼稚園連合会では、各都道府県団体や各市町村の研修会に講師を積極的に派遣し、認定こども園への移行に前向きに努力をしているところです。

その結果、中核都市や地方においては、私学助成園からの移行は着実に進んできています。また、認定こども園に移行していない私学助成の幼稚園においても、預かり保育を実施している園は全国平均で90%を越えています。また、その閉園時間も、全国平均で見ても午後6時であり、早朝保育の実施率も60%に及んでいます。

一方、保育所を利用する家庭の全てが11時間を利用しているわけではなく、9時間ないし10時間の利用者あるいはそれ以下の利用者も実際にはおられます。

また、厚労省の調査では、保育所利用開始時刻は午前8時台が一番多く、全体の6割を占めており、保護者が迎えに来る時間は午後6時までが50%を超えています。幼稚園の預かり保育には2号認定を受けずに、預かり保育を利用している家庭も多くあります。

このように、幼稚園は一定数の待機児童対策に寄与してきており、今後も一層この取り組みを進めてまいり所存です。

ちなみに、大阪の場合、私学助成の幼稚園271園中、預かり保育実施園は253園と、93%です。このうち、10時間以上開園しているのは158園、10時間以下の開園が95園となっており、保育所並みの機能を持つ私学助成園が多くあります。

こうした実態を見ますと、私立幼稚園の預かり保育の体制整備についても一層の充実を進めていただくとともに、3号認定の受け入れがしやすい体制を整えていただくことも必要な取り組みではないかと思われまます。

次に、私立幼稚園からの移行も含め、今後も認定こども園の数は増加していくものと考えられますが、認定こども園は幼稚園、保育所の両方の機能を有する施設である一方、必ずしも十分な教育的配慮が行われていない場合もあります。当団体としましても、認定こども園の教育の質の向上に向けた努力を続けていきますが、国としても、認定こども園における1・2号児の一体的な指導計画の編成、実施の徹底をお願いしたいと存じます。

次に、平成31年度に新制度へ移行する見込みの園が541園、平成32年度以降に移行を検討している園が2,926園と、今後も継続的な移行が予測される状況にあります。先ほども御解説いただきました。

したがいまして、新制度未移行園は新制度に移行することを否定しているのではなくて、情報を得ることと、新制度の進捗状況を見ながら、慎重に検討しているということがいえます。このように、移行が一気に進まない背景には、先ほどもるる御説明がありましたが、保育所と比較した場合、新制度の移行に伴い、私立幼稚園のほうがスキーム上変わらなければならない点、給食設備の問題、施設整備の問題等々ございます。その理解や準備に時間をかけて検討する園が多くあるという点が挙げられます。

そうしたことへの理解を促進し、今までとは違う仕組みになれていけば、移行は順調に進んでいくと思われるため、国としても積極的な制度の周知や事務の簡素化等に継続的に取り組んでいただきたいと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。

何度も発言しておりまして恐縮ではありますが、食材料費の取り扱いについて、今までのように2号認定の主食費については新制度施行時においても整理ができておりません。食の重要性を勘案すれば、保育そのものであり、3号認定の仕組みの変更を行わないのであれば、3号と同様に、公定価格として整理し、一旦公費に取り入れた上で無償化の対象なのかどうかを考えることが必要だと思います。

食材料費として徴収するならば、今回の無償化との関係の説明を、保護者、利用者だけでなく自治体や事業者へしっかりと伝えていただくことが重要であると思います。未納対策や徴収の根拠額の考え方なども含めて、説明をしっかりとお願いしたいと思います。

また、今後、自治体に向けての説明会なども予定されていると思われませんが、事業者団体もそこに参加できるような配慮をしていただければと思っております。まずは保護者目線で説明をしっかりといただくことを要望いたします。

もう一点、別の点ではありますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設について、5年間の限定とはいえ、無償化の対象とすることとなっておりますけれども、これについては保育の質の懸念のある事業者の参入を促すことになり、保育の質の低下を招くだけでなく、子供の本当の安全が脅かされるのではないかという危惧は大きく持っております。

必ずしも、行政省の立入調査も確実に行われているとは言いがたい状況であると聞いております。しっかりした認可への取り組みや立入調査とセットで考えることも必要だと思っております。

最後であります、この時点でお話をするべきことではないかもしれませんが、公定価格の見直しを今後されると思っておりますが、現場として懸念する利用保育時間の長時間化について、まずは子供の発達面への影響、そして第2点目は、女性が子育てしつつ、継続して就労し続け、社会に貢献できる。そして、保育者も同じく、長く保育者として仕事をし、その経験を生かして子ども・子育て支援に寄与できる。こんな社会が全体としてよ

い子育て環境というふうに思います。

今後、このような方向性で議論をできる場をぜひつくっていただきたいと感じているところでもあります。よろしくお願いします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会会長の大川でございます。

食材費の見直し等ですけれども、随分集中的に議論させていただいて、感謝しておりますけれども、まだまだ異論があるようですので、慎重な判断が必要かと思えます。

私は、きょうは2019年のその他の課題についてお願いしたいのですが、一つは幼児教育の無償化です。これは何度も言っていますが、病児教育は、認可外保育所に通っている方が病児保育を利用するときは、ある一定額が認められるけれども、認可されている保育所に通っている方は、病児保育を利用しても無償の対象にならないというのは、既に決定事項のようなのです。考えてみますと、保育所に行かないのではなくて、行けないわけです。医学的な理由、または保育所がまだ症状があるから来てはいけませんということによって行かせてもらえないということを考えますと、認可されている保育所等にあっても、病児保育は無償化の対象とすべきではないかと思うのです。

そして、その原資としては、休めた日に応じて、保育所に提供されるような経費を病児保育の経費に充てるということも一つの方法ではないかと思えます。来年度、そういった面でも御検討ください。

もう一つは、病児保育そのものの存在でございますけれども、病児保育は地域子育て支援法定13事業の一つに数えられておりますので、現在、ここで討論されております多くの保育所に対する優遇策、改善策の適用外にあります。ぜひ、病児保育を法定13事業から切り離して、一般の保育所と対等の位置として認めていただきたいと思うわけでございます。

こういった保育事業の行く末は、少子化問題と社会の活性化があると思うのですけれども、こういった方法は、過去30年以上やっても、内閣府の目標とする再生産率1.7には行かないわけでございますので、保護者が一番悩んでいる、子供が病気のとときにどう対応するのかということを考えますと、病児保育に対してもう少し実態を明らかにして、その改善点を根本的に見直すということを経年の大きな議題の一つにしていただきたいと思えます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾木委員、お願いします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

公定価格の居宅訪問型保育については、前回の会議でも申し上げましたように、この案で進めていただき、また今後の運営実態などもよく見ていただき、御配慮いただければと思っているところです。

今回、私立幼稚園の新制度の移行あるいは一時預かり事業のことが議題に挙げられていますが、地域型保育で保育を受けて、その後の移行先として幼稚園には非常に期待するものが大きくあります。ですので、私立幼稚園の新制度化あるいは認定こども園への移行というところで、今回、明らかにしていただいていますように、事務の変更やさまざまなことが変わるということへの自治体等からの支援を進めていただき、充実した幼稚園、そして一時預かりの仕組みが進められるように期待しています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

次は、葛西委員、お願いいたします。

葛西委員 日本助産師会の葛西です。

今回の調査につきまして、先ほどの御説明では都市部とそれ以外について随分差があるということでした。そのときに、お子さんが都市部に多いということもあるという御説明があったかと思うのですが、先ほど来から、市区町村をまたいでの利用があって、特に事務の変更がという御発言もありましたけれども、この調査あるいは都市部と地域についてこのような差があることについて、もう少し説明を聞きたいなと思っております。

例えば、都市部ではお子さんが多いわけですから需要が多い、あるいは幼稚園のほうでも経営面での安定が見られるということもあると思いますし、そういう意味で、いろいろとインセンティブが働かないのかなと思っております。

また、出生も少なくなっているわけですが、乳幼児に対する教育や取り組みということは、今後、お子さんを持つ者にとっては重要な関心事項です。都市部とそれ以外のところで、その受益者にとって受ける何かが違うということになると、どうなのかなと単純には思うわけです。余りにも違うことについて、もう少し分析しているところをお聞かせいただき、今後どのように進めていくかということ、今、わかっているところだけお聞かせいただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

資料1につきましては、これまで各事業者、各団体、それぞれの御意見をいただきながら整理をしていただき、本会としては御提示いただきました原案に賛成をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、生活保護世帯やひとり親世帯への配慮、さらには制度が変わることへの丁寧な説明が求められると思いますので、ぜひその点をお願いをしたいと思います。

それと、資料2の7～8ページに書かれております事務負担というところですが、様式等の統一性などというお話がありました。移行するに当たっての事務負担と、毎月、毎年

やることでの事務負担が違ってきているかと思うのです。その辺の実態を、次回の調査のときにでも御配慮いただければと思います。

私の園でも、毎日の預かりの記録というのが、例えば200名ぐらいいると、朝の時間、帰りの時間のそれぞれとっているのですが、QRコードでとって集計をしていますけれども、果たしてそれが本当に正しいのかどうかという突合も必要になってくると、かなりの事務負担になっております。

そうすると、それは本当にやるべきなのかどうかということも出てきますので、ぜひ、次回とるときに、何に事務としての本当の負担があるのか。移行のときだけではなく、毎月、毎年の内容の負担があるかと思しますので、その辺の実態を御確認いただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、中正委員、お願いします。

中正委員 一般社団法人日本こども育成協議会の中正でございます。

私のほうからは、3点ございます。

まず、1点目、きょうも公定価格の対応の方向性について、食材費の取り扱いに関する方向性を出していただきました。私どもとしては賛成したいと思います。

1点だけ、現場を持っている私どもとしては、ぜひいろいろな制約はあると思うのですが、現場が混乱しないように、導入時期の検討を進めてもらえないかということです。期中ですと混乱する場合がございますので、ぜひ4月や年度初めに切りかえることを検討いただけないかということが1点目です。

2点目、それに伴いまして、食育は保育の重要な要素であるということを踏まえて、食育の充実、保育士や栄養士の体制の充実を図るという配慮をしていただきました。非常にありがたいので、ぜひ進めていただきたいと思います。

3点目、今までの議論を私どもはさせていただいていますが、改めて、認可保育所に対しても丁寧な無償化の方法や御対応をぜひ進めていただきたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、平川委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会常任理事の平川でございます。

日本医師会といたしましては、食材料費の見直しなど、今、御提示のあった公定価格の対応の方向性については特に異論はございません。

女性医師に対する就労支援、子育て支援の観点から申しますと、特に病児保育、夜間保育、学童保育等々の保育環境がより一層整備、充実されることを強く望んでおります。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂本代理人、お願いいたします。

坂本代理人 子育てひろば全国連絡協議会の奥山にかわりまして、坂本でございます。よろしく申し上げます。

新制度に向けての移行が進展していく状況を非常にわかりやすく御説明いただき、ありがとうございます。2019年見込みで41.9%が新制度に行くということで、都市部で少ないという課題はあるかと思いますが、認定こども園に関しましては、地域における子育て家庭の保護者に対する支援というものも含まれておりますので、地域子育て支援事業に携わっております私どもとしては、連携していく必要性があるということを実感しております。

また、食材費に関しましては、日々、幼稚園を希望する保護者の利用も子育て支援センターやつどいの広場では多くございます。料金に関する課題については、非常によく話題に上るところでございます。食材費に関しては、くれぐれも保護者にとってわかりやすい内容、集金の負担等が起らないような形で実施していただきたいと考えております。

それから、きょうの課題とはちょっと違いますが、私ども子育て支援に携わっておる者の全国のセミナーが11月17、18日に岐阜県において行われました。全国から551名の事業従事者が参加して、毎年研修をしているものですが、大変活発な議論がございました。

その中で、新しい制度に向けてのさまざまな変更点を、保護者たちに口で伝えていく立場にある者たちが多くおります。また、利用者支援事業が非常に進展してきておりまして、具体的な保育園の入所や幼稚園の入園に関する御相談なども、地域子育て支援拠点の中で情報提供が行われる場面がふえてきております。そういった点でも、今回のさまざまな制度の対応について、地域子育て支援拠点や利用者支援担当の事業者についてもきめ細かく御紹介いただくことで、保護者の混乱が少しでも緩和するような御協力をさせていただければと考えております。

また、地域子育て支援拠点事業は、現在7,000を超える箇所数になっております。その中で、保護者にとって最も身近な子育て支援施設として、だんだんに定着しております。一方で昨年、厚生労働省で調査していただきました経営状況に関する調査等でも、かなり厳しい状況が出てきております。今年度は、各自治体において子ども・子育て支援の次の計画策定のニーズ調査も行われる場面だと思っておりますので、幼稚園、保育園、認定こども園、大きな課題ではございますが、地域子育て支援の13事業においても、新しくスタートして整理されて始まったものでございますので、ぜひ実態が把握できるような調査が行われるよう、国のほうでもぜひ御留意いただければと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、長田代理人、お願いいたします。

長田代理人 発言をお許しいただきまして、まことにありがとうございます。公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。本日は、塚本委員の代理として発言さ

させていただきます。

平成17年に1.26まで落ち込んだ合計特殊出生率ですが、平成27年には1.45まで回復し、その後、28年度は1.44、29年度は1.43と微減が続いています。それでも、年間の出生数は実数として平成28年度にとうとう100万人を割り込み97万6000人、29年度は94万6000人と減少が続いています。

今回の幼児教育・保育の無償化ですが、重要な日本の少子化対策の一環として評価されるべきものと考えております。

しかし、来年10月の実施は余りにも準備期間が少なく、地方自治体も含めて、全国の保育園現場では混乱が予想されます。特に2号認定子供の給食食材料費の費用徴収を1号認定子供との公平を保つという理由で公定価格から外すことが理解できません。釈迦に説法かもしれませんが、1号認定子供は学校教育法に基づき、1日4時間を基本として幼児教育を受ける子供たち。一方、2号・3号認定子供は児童福祉法に基づき保育を必要とする子供たちで、短時間認定児で1日8時間、標準時間認定では1日11時間の保育が基本となり、さらに延長保育等で1日12時間、13時間保育を受けている子供たちです。

ですから、園で生活をしている子供たちの食事というのは、子供の人格形成の上でも重要な意味を持っており、午前のおやつ、お昼の昼食、午睡明けのおやつに、延長保育の子供たちには補食という夕食を補完するものや、夕食提供まで行っている保育所もございます。

また、アレルギー児への個別の対応や授乳、離乳食、行事食など、食育の一環として、食事のマナーも含めてとてもきめ細やかな子供への対応をしている大切な日本の食文化の継承を保育現場では行っているのです。

その食材料費は、保育料の一部として保護者は負担していますが、その金額は応能負担となっていて、さらに市町村が独自に保育料の減額を行っているところもあるなど、長年の積み重ねで複雑になっています。

今般、児童福祉施設である認可保育所の0歳から2歳、いわゆる3号認定子供は給食を含めた保育料が市町村で徴収され、3歳児クラスに進級すると給食費を園に支払うといういびつな構造になってしまうことに違和感を拭いきれません。子ども・子育て支援法施行前のこの子ども・子育て会議では、幼稚園と保育園の質の高いほうに基準を合わせるという前提で取りまとめが行われていました。そうであるならば、日本の乳幼児の重要な食育を国がきちんと担保する意味で、1号認定子供の食材料費と2号認定子供の主食費を公定価格にきちんと位置づけ、1号から3号までの全ての乳幼児が同等に食育を含めた給食が受けられ、保育料は保護者の所得に応じた応能負担とすることが、質の高い幼児教育・保育を公平に国民に提供できるものと考えています。

ぜひ、質の高い幼児教育・保育が提供される制度の構築をよろしく願います。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、羽柴代理人、お願いします。

羽柴代理人 日本商工会議所の蜂谷委員は本日御欠席のため、代理で発言させていただきます。

本日、お配りされております資料1の2ページの(2)取り扱いの見直しに関する周知等の3つ目で、「食育は保育の重要な要素であり～食育の充実につなげる方策を検討する」といった一文が盛り込まれております。

前回、行政評価報告書の概要版が配付されておりましたので、こちらの本文を拝見いたしますと、食材に起因する保育事故のリスクがあることがわかります。今回、食育の充実につなげる方策の一案として、栄養士の体制充実等という案が示されてくるものと理解しておりますけれども、各園だけでなく、各家庭への指導等により食材の点検やアレルギー児への適切な対応が図られ、食材による事故の防止につながっていくことも期待しております。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、野原代理人、お願いいたします。

野原代理人 山口県東京事務所長の野原でございます。公務により知事の出席ができませんので、代理として発言をさせていただきます。

前回の会議でも発言を申し上げたところですが、改めて申し上げます。

まず、無償化に伴う食材料費の見直しについてです。見直しに当たっては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、見直しにより、低所得世帯等の実質的な負担がこれまで以上に増えることのないよう、配慮していただきたいと思っております。

あわせて、利用者が混乱することのないよう、見直し後の内容について、丁寧な説明、周知を図っていただくよう、改めてお願いいたします。

また、保育士等の処遇改善につきましても、来年4月からの1%相当の賃金引き上げについては、確実に実施していただくとともに、引き続き、処遇改善の推進についてよろしく申し上げます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、一通り御意見、御質問をお聞きいたしましたので、事務局からお答えなどをお願いいたします。

西川参事官 内閣府です。

まず、食材料費の今回の資料1に関する御意見をさまざまいただきました。特に資料の2ページで、我々として幾つか課題を整理してございます。1番目の食材料費の負担が著しく高額になることがないように検討するという点について、佐藤委員から幾つか御意見をいただいている中で、特にということで、今回、実費徴収化になることによって、料金が自由になって、高額になるのではないかとということ。あるいは、きょうは御意見はござ

いませんでしたけれども、アレルギーのお子さんに特別な料金が課されるのではないかと、そういう御懸念も示されてございました。

我々は、そういうことがないように、4,500円というところを一つの基準にしながら、必要な対応をとってまいります。

課題の2番目で、周知をやっていかないといけないのではないかとということです。事業者の方々、保護者の方々にも丁寧な説明をしていかないといけないのではないかとということで、長い間、こういった事務が続いていたところで、切りかわる。年度途中ということもございまして、混乱がないように、周知していかないといけないと重く受けとめています。

前回、処遇改善等加算の関係で、加藤委員からも御指導をいただいております。幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれのキャリアアップ研修の方針がばらばらに自治体のほうに示されたこともございまして、混乱しているという実態もございまして。

前回、最近の検討状況も踏まえながら、取り急ぎ、3府省連名で文書で周知することでお約束していただいて、1週間たったわけですが、もうしばらくお時間をいただきまして、急いで周知を行った上で、これらの方針も包括した加算要件を定める通知について、年度内に通知したいということです。

企業主導型保育事業について、さまざまな課題が指摘されてございます。保育の質、アフターフォローを強化すべきではないかという御指摘をいただいております。この点、監査やアフターフォロー、自治体との連携のあり方などについて、先般、内閣府からも発表させていただきましたけれども、年内にも新たに検討委員会を立ち上げます。この制度は3年目に入ったものですから、この委員会に関しても、改めて、御報告申し上げます。

先崎幼児教育課長 認定こども園への移行が、都市部でどうしてもこういう数字になるのかということについての御指摘がございました。

都市部においては、先ほど御指摘いただいたように、経営上のインセンティブが働きにくいというところがあるわけですが、それに加えて多く指摘されますのは、土地を確保するという土地の問題が非常に大きくございます。今、既に1号に相当する子供を私立幼稚園は預かっているわけですが、2号、3号にも対応しようということになった場合、子供が既にいっぱいいるということも踏まえると、土地の確保ということが必要になりますが、都市部においてはなかなか立て込んでいる状況の中で、土地を確保するのが非常に難しく、どうしたものかということになります。

それと、3歳から5歳には余りない調理室という新たな問題が出てまいります。調理室についての資金調達やこれを建てる土地といった問題がよく指摘されます。

あと、人員の確保ということです。0歳から2歳についての専門的な人材が幼稚園にはいない。新たに保育士を中心とした人材を確保する必要が出てくるわけですが、保育所はもちろんのことでございますが、認可外保育所あるいは各種の公的サービスにおいて、保育士の需要は非常に高い。こういう中で、どうやって人材を確保していく

のかということが、特に都市部においては課題となっていると認識しております。

さらには、これはあまりいいことではないのですけれども、行政が保育所をふやすために土地を確保して保育所を整備するとなったときに、直前で住民の御理解をいただくことができずに、その保育所を設立することがかなわなかったということが時々報道で散見されるわけです。実は幼稚園においても、用地を確保する段階になりますと、こういった問題があるということが、時々、都市部において耳にされるということでございます。

ただ、いずれにしても、これらについては、私どもとしても解決していかなければいけない課題だと思っているところでございまして、難しいことではあるのですが、私立幼稚園の方々あるいは認定こども園に移行されたの方々などの御意見、御意向などを踏まえて、私どもとしてもできるところからできる手を打っていきたいと考えております。

無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

大川委員 先ほど私の発言に、保育所に併設されている病児保育のことについての視点が欠けておりましたので、御質問させていただきます。

認可保育所に預けている子供が病児保育をするときは、自己負担金は発生するわけでございます。それで、認可保育所に設置されている病児保育施設を利用するときも、負担金は発生するのでしょうか。

すなわち、もともと勤めているところには、無償化で経費が払われているわけですね。

無藤会長 要するに、病児保育施設が認可保育所の中にある場合と独立の場合で違うかということですね。

大川委員 そうです。クリニックの場合は全然違いますけれども、認可保育所に設置されている病児保育施設を利用するときにも自己負担金は発生するのかということです。ちょっと不公平感があるかなと思いました。

無藤会長 これは今、おわかりになりますか。

西川参事官 無償化の関係ですか。

大川委員 そうです。無償化の関係です。

無藤会長 お願いします。

西川参事官 内閣府のほうから。

幼児教育無償化の関係で、来年10月から施行されるわけでございますけれども、認可保育所を利用されている方が、たまたまお休みして、病児保育を利用される。それは、認可保育所に併設されている病児保育事業なのか、あるいはクリニックに併設されている病児保育事業であるかを問わず、今回の無償化の対象にはならない。そこは別に医療法人か社会福祉法人かということは関係ない扱いでございます。

大川委員 わかりました。そうすると、本来その園には、無償化に伴う負担が支給されているプラス利用するときの自己負担金が収入として発生するというところでよろしいですね。

認可保育所に設置されている病児保育を利用するときです。

竹林保育課長 御質問いただきましてありがとうございます。

病児保育が典型ですけれども、ほかにも一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業など、保育所で併設される形になっている別事業はございます。あるいは、通常の開所時間が終わった後の延長保育も、保育所の場所ではやっていますが、形としては別事業になっています。

これらのものにつきましては、場所としては保育所でやっても、制度的にも別事業ですし、一応、人員などもそれぞれ独自に確保してやるという整理になっています。その上で、利用者負担をどうとっているかというのは、13事業はかなり市町村の裁量が大きいので、例えば所得に関わらず一律料金にしているような市町村もあれば、多少、所得に配慮して、御所得の少ない方はただにするとか安くするとか、料金設定はいろいろなものがあります。いずれにしても、保育所本体の利用者負担あるいは事業収入とはまた別事業として、病児保育も典型ですけれども、ほかにも延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、皆さん同じ扱いでございますので、そこは切り分けられて実施されています。

そういう意味で、クリニックでやろうと保育所でやっというと、病児保育という切り口で対応が決まっているということでございます。

無藤会長 よろしいですか。

大川委員 わかりました。

無藤会長 どうぞ。

佐藤好美委員 ありがとうございます。

今ほど先崎課長から御説明いただいたところなのですが、経営上のインセンティブが働きにくいことはあるのだけれども、そのほかに、土地の確保が難しいであるとか、人員の確保が難しいという問題があると御指摘になりました。

土地の確保が難しいとか、人員確保が難しいことについては、これから都市部で新たに保育園を整備していこうという保育所整備の観点からも、同じ難しさだと思います。前提に、最初におっしゃった経営上のインセンティブが働きにくいという点について、もう少し詳しく説明していただければありがたいです。

無藤会長 どうぞ。

先崎幼児教育課長 都市部の私立幼稚園というのは、子供の数が非常に多いということがあって、そこで保育士、幼稚園の先生方で幼児教育をしているわけでございますけれども、ほかの地域と比べると、少子化による経営上の困難性を余り感じていないというところは、率直に申し上げます。なので、それだけではないのですが、それとあわせて土地の問題、調理室の問題、人員確保の難しさというところも相対的に、ほかの地域と比べると難しいということもあり、なかなか新制度への移行の踏ん切りがつかないところは、率直に申し上げてあるということでございます。

無藤会長 どうぞ。

中正委員 先ほどの私の発言の訂正でございます。

3点目で、認可保育所ということを書いてしまいましたけれども、認可外保育所に対しても丁寧な無償化の対応をお願いしたいということでございます。

以上です。

無藤会長 わかりました。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局のほうからも、一通りお答えを頂戴できたと思います。

本日、また新しく幾つか御意見などを頂戴いたしましたけれども、特に資料1で示しました公定価格の対応の方向性でございますが、以前からの御意見、また本日頂戴した御意見を事務局として十分に受けとめていただきまして、この方向性に沿いながら、予算編成過程において必要な対応をいただくようお願いしたいと思います。

それでは、第40回「子ども・子育て会議」をこれで終了いたします。お疲れさまでした。